

# 交通誘導警備における 労働災害をなくしましょう

令和5年6月に、岩手県内の高速道路の走行車線に設けた工事用の規制帯において、一般車両の誘導を行っていた警備員が、工事業者の労働者が運転する車両積載型トラッククレーンに轢かれ死亡するという労働災害が発生しました。

同種災害を二度と発生させないために、交通誘導警備業務に従事する労働者の皆さまにおかれましては、下記の事項に注意して業務を行っていただきますようお願いいたします。

## ポイント1 「かもしれない」で危険を意識しましょう！

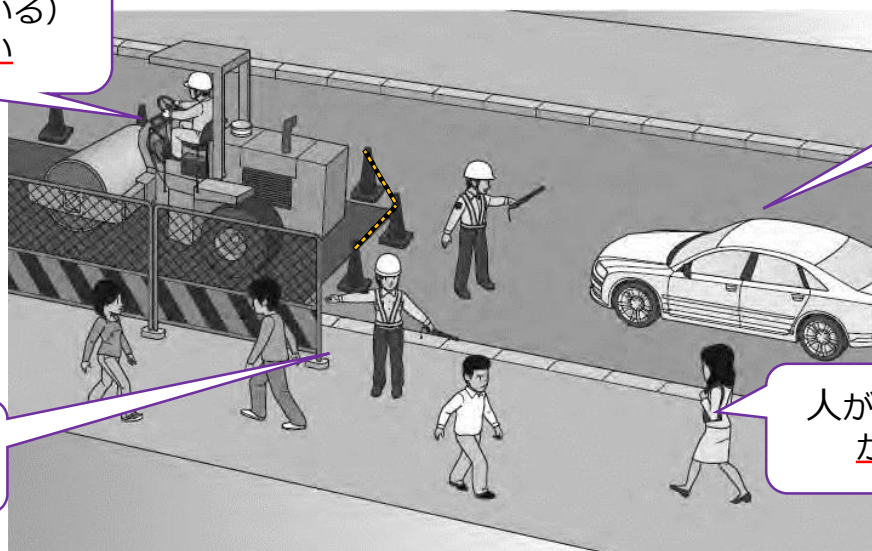
交通誘導業務には、様々な危険があり、労働災害が発生する可能性があります。「かもしれない」を常に意識し、安全な作業を心がけましょう。

誘導員が見えていない  
(死角に入っている)  
かもしれない

急発進する  
かもしれない

熱中症になる  
かもしれない

人が飛び出してくる  
かもしれない



※ 図は中災防「警備業における労働災害防止のためのガイドライン」より引用

## ポイント2 これだけはお願いしたいこと

### 1 保護帽等の着用

交通誘導警備員が各種の工事現場において車両の交通等によって危険が予想される業務に従事する場合は、保護帽を着用すること。

交通誘導警備員には、当該業務の状態に応じた安全靴を使用すること。

交通誘導警備員が当該業務を夜間に行う場合には、夜光性又は反射機能のある安全ベスト及び照度の十分な誘導灯を使用すること。



LED内蔵反射  
チョッキ

### 2 誘導時の注意事項

工事現場に近接する場合は、工事車両と一定の距離を保つようカラーコーン等を設置すること。  
後進車両を誘導する場合には、事前に右折又は左折の有無等について運転者と打合せを行い、運転者の死角に入らないようにし、音声又は警笛を使用して誘導すること。

誘導方向に壁や他の車両等の障害物がある場合には、それらとの間にはさまれるおそれのある場所に立ち入らないこと。